

令和8年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和8年2月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	山下和弘君	2番	猪原真滋君
3番	淀川洋一君	4番	黒川紀世子君
6番	福島恵美君	7番	光崎修二君
8番	富崎ますみ君	9番	野中幸廣君
10番	中村三千人君	11番	赤崎保章君
12番	榎田和壽君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

5番	平岡敬則君	13番	鳴川哲広君
----	-------	-----	-------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
主査	野嶋美里	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第9号	事業計画変更申請について
日程第5	議第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議第11号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第12号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第13号	非農地判断について
日程第9	議第14号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
日程第10		報告事項について

閉会

開 会 14時00分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和8年天草市農業委員会第2回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。最近昼は暑いですが、朝晩は冷え込むため、私も含め家族全員風邪に罹っています。皆さんも体調にはご注意ください。また、1月30日に天草地区の農業委員会の代表者会議の中で、明日女性委員の研修会がありますが、天草地区の中で女性委員の会に加入するということで決定を致しました。今、苓北に2名、天草市に3名の女性委員の方がいらっしゃいますが、すぐ理事を選出することはできませんので、徐々に皆さんに理解をしていただきながら、天草地区の代表の女性理事を選出できればと思っていますので、ご理解いただければと思います。今月は4条申請が多く、始末書案件もあります。事務局の方々が前回登記地目と現況地目が違うところは所有者の方に案内をしていただいて申請されているところです。後ほど農業振興課からの説明と総会後は農業者年金の加入促進の会議がありますので、慎重な審議かつ円滑な進行をよろしくをお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、5番平岡委員、13番鳴川委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、2番猪原委員、3番淀川委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第16条により総会は、公開となっています。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいようお願い致します。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第2、議第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑1,574㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。昨日現地確認を行いました。現場は数年前に基盤整備が済み、畔などが無い1枚の畑になっていますので、おおよそ場所を確認してきました。畑を起こし、植える準備はしてありました。3、4年前までは荒れた山のような場所でしたが、基盤整備により立派な畑になっていました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑15,171㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（福島恵美君） 6番福島です。2月21日に柳推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇にあり、受け手の方が土起こしをしていらっしゃいました。〇〇や〇〇、〇〇、〇〇などの多くの種類の〇〇が植えられており、きちんと管理されていました。今回譲り受けられる方は地域の担い手であり、特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇

の畑 474 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。2 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 569 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。2 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。除草はしてありましたが、海沿いですので、耕作に支障はあるかもしれませんが、整備してありましたので何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 5 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 1,940 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請

地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（赤崎保章君） 11 番赤崎です。2 月 20 日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は畑の耕作放棄地となっています。私も常々この付近を巡回しているのですが、先月頃から重機で今回の申請地を開いて畑にしている様子で、今回申請を見たところまさしくそうでした。場所も〇〇で非常に心配していましたが、〇〇と〇〇は〇〇であり、今回地元にいる譲受人が管理をし、〇〇を耕作してみたいとのことでした。ご審議の方よろしくお願ひします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 2 ページをご覧ください。6 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 679 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。2 月 21 日に小山推進委員と現地確認を行いました。申請地の前の道を通るときに〇〇とみられる方がいつも畑にいらっしゃって、野菜を作っておられる状況でしたので、譲受人の方の畑と思っていました。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑4,692㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(野中幸廣君) 9番野中です。ここは普段から譲受人の方が来られている所で、今回贈与という形で農地を取得するという事です。〇〇でもありますので何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 8番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑4,019㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(野中幸廣君) 9番野中です。2月21日に小山推進委員と現地確認を行いました。譲渡人の方は〇〇ということで贈与を受けられます。きれいに草刈りもやられていました。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 資料②の3ページをご覧ください。9番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田1,176㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(野中幸廣君) 9番野中です。2月20日に田中推進委員と現地確認を行いました。今まで何も作ってはありませんでした。〇〇が〇〇で〇〇をされています。そういった関係で今回〇〇の方に来られて農業をされるということでございます。何ら問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第3、議第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑426㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、貸駐車

場 15 台として利用しています。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりですが、始末書が出ていますので、問題ないとは言えないと思いますが、このような状況ですので、仕方がないかなと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 340 m<sup>2</sup>を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、貸駐車場 18 台として利用しています。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。すみません、2 番の案件と次の 3 番の案件は隣接している場所で、〇〇も〇〇かと思われるので、一緒に審議することはできませんか。

○事務局（池上翔君） はい、では先に 3 番の説明まで行います。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 368 m<sup>2</sup>を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、貸駐車場 18 台として利用しています。

資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見を2番、3番一括してお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。私が記憶している限りで〇〇以上前からこの状態ではないかと思えます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので2番、3番は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑276㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺住宅等の駐車場が不足していたため、貸駐車場14台として利用しています。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑830㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する事業所の駐車場が不足していたため、貸駐車場34台として利用しています。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

○12番（榎田和壽君） 12番榎田です。1つお願いします。周辺は〇〇を行った場所ですか。

○事務局（池上翔君） はい、〇〇を行った場所です。

○12番（榎田和壽君） 〇〇を行った人達は、登記上は農地だけれども、農地は農地ではないという認識が一般的にはあるのでしょうか。〇〇を行うときは、土地の所有者に〇〇をしても農地は農地であることを教示しておく必要があると思います。

○事務局（松本馨君） 始末書の中にも書いてあるとおり、そういった意識がなかったとのことです。〇〇が終わった後、地目は農地ですが、周囲も全部宅地のような状態で、一部残っていたものを駐車場に転用されたという理由がほとんどですので、〇〇の際にそういった周知をしなければならないと思います。

○12番（榎田和壽君） 今まで審議した5件分、いずれも土建業者の方にも問題はあります。頼まれたからやりましたということが多すぎます。

○議長（山下和弘君） 今回、4条申請が15件、そのうちの13件が始末書案件です。現況地目と登記地目が違うということで事務局の方から通知を出してもらっていますので、今回申請が多くあがってきていると思います。後で局長の方から説明がありますが、基本的に2種農地、3種農地は仕方がないのかなというところはあると思います。また、前回の農業会議の松永課長からの話もありましたので、総会が終わった後、局長の方から説明があると思います。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 398㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺住宅の駐車場が不足していたため、貸駐車場12台として利用しています。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 136㎡を借家に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した農地が宅地として利用されていたため、借家1棟が既に建てられています。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されていま

す。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。申請者は私も存じ上げていますが、農業をされているわけでもなく、この土地自体農業ができる場所ではなかったと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 8番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 313 m<sup>2</sup>を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、駐車場2台、倉庫、庭、通路として利用しています。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の6ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 457 m<sup>2</sup>を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、貸駐車場 16 台として利用しています。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 10 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 321 m<sup>2</sup> を物置及び駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、物置 1 棟、駐車場 2 台、庭として利用しています。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 11番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑2,552㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺施設等の駐車場が不足していたため、貸駐車場121台として利用しています。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりですが、もの凄く広い土地です。この案件が始末書だけで終わるのかと思いました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の7ページをご覧ください。12番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑399㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺施設等の駐車場が不足していたため、貸駐車場15台として利用しています。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 13番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑333㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺施設等の駐車場が不足していたため、貸駐車場15台として利用しています。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○12番（榎田和壽君） 今回申請が多く上がっていますが、これは農業委員会、もしくは農業委員の方の積極申請指導の賜物ですか。

○事務局（松本馨君） 以前お渡しした地区ごとの無断転用のリストに基づいて勧奨文を送っていますので、所有者の方が申請をしていなかったということで申請されています。

○12番（榎田和壽君） リストの中から個別に通知されているということですか。

○事務局（松本馨君） はい、そうです。

○12番（榎田和壽君） 仮に事務局からの通知による申請が100件来た場合、作成しているリストに基づいて審議の簡略化はできますか。

○議長（山下和弘君） そういったことはできないと思います。1件1件審議する必要がある

と思います。

○議長（山下和弘君） 以前委員に配布したリストに載っている方全員に通知をしたのでしょうか。

○事務局（池上翔君） ○○の○○に限定して通知しています。

○9番（野中幸廣君） 駐車場の案件がほとんどでしたけれども、これによって所有者の方は相当な利益を得られていると思います。何かペナルティはあるのでしょうか。

○事務局（木村英樹君） ペナルティはございません。今回の提出は違法状態を改善するための申請でございますので、金銭面のペナルティは発生しておりません。ただ、天草市全体の話をしなると、固定資産税については現況地目で課税をしてもらいますので、手続き上の処理と考えています。以上です。

○9番（野中幸廣君） 恐らく、収入があったはずですから、課税もされているだろうし、どちらかという収入を得た分市の税金となっているのかなと思いました。以上です。

○11番（赤崎保章君） 先般いただいたリストを基に、今回○○のみ通知を出していただいたと思います。他の地域には未だ通知されていない状況ですね。今の説明では税金は現況に合わせてあり、この手続きをしたからと行って税金については何ら関係無いということです。それならば、国の農地法に関する考え方を変えてもらわないと、農業委員会の役割は農地転用の申請内容を審査、議論することだと思えます。これは国の法の整備が必要かと思えます。国の制度を変えないとこの動きが続き、我々農業委員の役割は申請を受けるだけであって、本質的にやらないといけないのか、今後も先般のリストに掲載された内容の申請を続けて受付けて行くことで今後問題が生じていくことになると思います。だから、委員会としてはどこかを基準として、今までの無断転用の部分については来年度からは整合しない場合は農業委員会としてどうするか、そこを議論していかないと、いつまでたってもそれにこだわって、本来の農業委員会の意義が、個人的にはこれでいいのかとの思いを抱えています。そこで、皆さんひとりひとりが認識をして、どういうふうにするかを、議論していかないと、これを背負って行くことになると思いました。これは、天草市だけでは無いと思います。全国的に全てだと思えます。そこで、今後は法整備をきちんとしてもらうようにしていただきたいということが要望です。

○議長（山下和弘君） 会議の中でそういった要望があったということは農業会議の方にも伝えられたらと思います。農地を守ることが農業委員会の役割ですが、優良な農地を守っていくと私個人の中では変わってきています。圃場整備してある農地をとにかく大事にしていこう、2種農地、3種農地は仕方ないといったら語弊がありますが、無断転用を防止し、転用の申請を促すよう指導することも農業委員の仕事ではあります。農業会議の方にもこういった話があったということを伝えていければと思います。

○8 番（富崎ますみ君） ○○や他の地区に通知は出していますか。

○事務局（池上翔君） 他の地区には通知は出していません。

○8 番（富崎ますみ君） 一覧が多いので、私たちもどうしたらいいかわからない部分がありました。

○3 番（淀川洋一君） ○○、○○に今は通知が出してありますか。

○事務局（池上翔君） はい、そうです。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 14 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 14 番について説明します。転用者は○○の個人で、○○の田 949 m<sup>2</sup> を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から○○へ約○○km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、経営する○○及び○○の駐車場が不足しているため、駐車場 15 台として整備し、利用する計画です。資料③の 16 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2 番（猪原真滋君） 2 番猪原です。2 月 18 日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請者が○○ほど前に宅地、農地をまとめて取得されておりますが、その後活用されず、現在も荒れている状況です。申請地は○○が○○になっており、前は県道が通っていますので、あまり農業には適さない土地です。今回は、○○と○○の駐車場にするとということで何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 15 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 15番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑1,352㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難だったため、杉300本を既に植林しています。資料③の17ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。2月23日に田口推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があったとおりです。〇〇から〇〇されており、登記地目と現況地目が違っていたため今回申請されています。始末書も提出されています。ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第4、議第9号、事業計画変更申請についてを議題と致します。次の5条1番と関連する申請になりますので、事務局より事業計画変更申請と5条1番を一括して説明をお願いします。

○事務局（池上翔君） 資料②の8ページと9ページをご覧ください。事業計画変更と5条1番について関連する内容であるため、一括して説明します。この案件は令和7年3月25日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けたもので事業計画を変更したいというものです。申請事由につきましては、当初は事業計画に基づき、分譲地5区画を整備する予定でしたが、市との協議不足により、事業計画どおり事業を実施する目途が立たないため、今回変更申請されたものです。それでは、スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が事業計画変更前の配置排水図です。次が変更後の配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるた

め、〇〇1棟、駐車場34台、駐輪場10台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の18ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。事業計画変更及び5条1番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので事業計画変更については承認、5条1番については申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番については先ほど済みしましたので、2番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田480㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいであり、将来を見据え戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場3台、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の19ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、以前から農地として利用されていなかったため、貸渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修二君） 7番光崎です。2月19日に現地確認を行いました。申請地は国道沿いにある〇〇や〇〇に隣接する土地で、〇〇以上前から現在の状態になっておりました。今回、〇〇に〇〇が〇〇されるということで非常に良い事だと思い現地を見てきました。また、今回の申請地の周囲は登記地目が田であったため、貸渡人に対して早急に転用申請をするよう促しております。周辺に農地もなく、特段問題ないと思いますので、ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、〇〇の畑 856㎡売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場4台、倉庫、通路として整備し、利用する計画です。資料③の20ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、以前から一部農地として利用されていなかったため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。2月23日に馬場推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。始末書も提出されています。ご審議の方よろしくお願ひします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 36㎡を売買により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟として利用しています。資料③の21ページをご覧ください。農地法許可基準に照

らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。2月21日に田口推進委員と現地確認を行いました。この案件は、〇〇され、〇〇を〇〇するということで〇〇された方です。事務局から説明があったとおり、後で判明したため今回申請されています。始末書も提出されています。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（山下和弘君） 日程第6、議第11号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の5ページから14ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が6件、再設定が0件、更新の計画が11件、再配分の計画が3件、利用権移転の計画が1件、所有権の移転が0件、合計21件で、筆数42筆、総面積が74,810㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の10ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（山下和弘君） 日程第7、議第12号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請は、筆数全体37筆、面積19,357㎡となっております。資料③の23ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の43ページから45ページの現況欄に表

示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から5番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。申請地は筆界未定地となっておりますが、申請地以外に農地はないこと、全体が山林化していることを確認しています。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が6番から13番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。申請地は筆界未定地となっておりますが、申請地以外に農地はないこと、全体が山林化していることを確認しています。次が現地の写真になります。次が14番から22番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が23番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が24番、25番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が26番から28番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が29番から31番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が32番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が33番から37番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 2番から5番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (山下和弘君) 6番から13番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (山下和弘君) 14番から22番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (山下和弘君) 23番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (山下和弘君) 24番、25番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (山下和弘君) 26番から28番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (山下和弘君) 29番から31番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（山下和弘君） 32 番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（山下和弘君） 33 番から 37 番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 
- 議長（山下和弘君） 日程第 8、議第 13 号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（宮川楓大君） 非農地判断について、ご説明いたします。この議題は、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地 B 分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、五和町御領の農地 423 筆で、面積が 344,186.09 m<sup>2</sup>でございます。これらの農地は、去る令和 8 年 1 月 14 日に農業委員の山下会長と最適化推進委員の原田委員、事務局職員の岩本・内田の計 4 名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長（山下和弘君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。
- 
- 議長（山下和弘君） 日程第 9、議第 14 号、天草農業振興地域整備計画の変更についてを

議題と致します。それでは天草市農業振興課より説明をお願い致します。

(農業振興課より説明)

- 議長(山下和弘君) 何かご意見はありませんでしょうか。
- 9番(野中幸廣君) 認定農家の所得が330万円とあるが、これに面積要件はありますか。所得要件330万円あれば認定農業者としていいのでしょうか。
- 農業振興課(吉原一彦君) 個別経営体での家族経営体の要件に合えば特に問題にありません。1人あたりの所得が概ね330万円を目標としており、2名では660万円となります。また労働時間についても2,000時間となっており面積については、米作や牛、樹園地などあるので面積要件は定めておりません。
- 12番(榎田和壽君) 市の目標で所得330万円や県450万円はどの程度の売上金額が必要になるのでしょうか。
- 農業振興課(吉原一彦君) 県が所得の指標を示しており、例えば米の場合10アール当たりの所得額を示しており、これを基に算出しています。この指標は県内の平均的農家の所得を基にしています。
- 12番(榎田和壽君) 各作物に対して県が出している経営指標の超優良数値があるが、それを基にしているのでしょうか。
- 農業振興課(吉原一彦君) 330万円の根拠についてはその数字を積み上げて作成しています。
- 12番(榎田和壽君) 天草の現在の経営体の売り上げ及び収益性から求めた数値ではないのでしょうか。
- 農業振興課(吉原一彦君) 県の指標を基にしています。
- 12番(榎田和壽君) 県内の最優良数値を根拠としているのでしょうか。
- 農業振興課(吉原一彦君) その数値を根拠としており、その数値を定めるにあたっては天草地域の数値も反映されています。
- 12番(榎田和壽君) 私は〇〇ですが、県の指標では柑橘の反収は想像もつかない数値が出ています。なぜ県の数値は高収益となるか、直接県の担当へ尋ねたことがあります。天草ではあり得ない反収となっており、この330万円や250万円は天草の農業の収益率からすればどの程度売り上げれば達成できるのか、天草での中堅認定農家のモデル的な農家が達成しているのであればよいですが、またその人たちも、もう少し改良する事で更なる収益率が上がるような、目標であるのか、難しい目標値ではないのか、県の指標を横滑りさせた数値では目標数値が地域の実情に合っていないと思われれます。
- また、粗放的な利用による農地の保全とは、農地として維持することが困難で荒廃しないよ

う草刈等を行い管理するような事として理解していますが、そうすると、それは地域の管理に任せるのか、個人で管理をするか課題となります。農業委員会としては、そのような農地を非農地化としていますが、粗放的な利用での荒廃の状況と非農地化については荒廃の度合いを考える必要があると思います。

○議長（山下和弘君） 他に意見はありませんか。

○事務局（松本馨君） この場は農業委員会に対して天草市の構想について意見を伺う場となっています。本日伺ったご意見を参考にして必要な部分は担当課で検討していただくこととなります。他にも農協や県にも意見を伺う事になっているので、本日いただいた意見を参考にさせていただき全体を調整させていただくこととなります。

○9番（野中幸廣君） 過去に〇〇から〇〇により〇〇があります。理由は〇〇が〇〇するので〇〇と言われたからです。その当時は10ha必要と言われ、今回の価格の内容であれば10ha作れば、2,000万円の収入になります。米価が高くなった事で面積の要件が変わったように感じます。

○農業振興課（吉原一彦君） 指標が上がった事でこのようになった事をご理解ください。

○議長（山下和弘君） この認定農家制度は国の施策ですが、国は末端の農家の状況を理解されていないような感じがします。もう少し現場の声が届くようにしていただきたいと思えます。特に天草は他の地域と比較して生産基盤が脆弱ですが、先人が築いてきた農地を後世に繋ぐように頑張っており、今後も農業が継続できるよう、どのような方法で国に要望できるか皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

○農業振興課（吉原一彦君） ご意見ありがとうございます。

○議長（山下和弘君） 他にご意見が無いようであれば意義が無いと事でとさせていただきますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 本日意見があった内容についてご検討できるところがあればよろしくお願いたします。

---

○議長（山下和弘君） 日程第10、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の18ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条、5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これもちまして、令和8年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

閉 会 16時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 猪原真滋

署名委員 淀川洋一